

令和2年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和2年12月14日（月）
午前10時00分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

と き 令和2年12月14日 午前10時～

ところ 本庁3階 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議長あいさつ

4 執行部あいさつ

5 議 事

(1) 議案第84号 小美玉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

(2) 議案第85号 小美玉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

(3) 議案第86号 小美玉市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について

(4) 議案第90号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第8号)

(5) 議案第99号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合同規約の変更について

(6) 議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算(第9号)

6 その他

7 閉 会

出席委員（7名）

| | | | |
|-------|-----------------|-------|----------------|
| 1 番 | 戸 田 見 良 君（副委員長） | 5 番 | 村 田 春 樹 君（委員長） |
| 1 0 番 | 谷 仲 和 雄 君 | 1 2 番 | 岩 本 好 夫 君 |
| 1 5 番 | 大 槻 良 明 君 | 1 8 番 | 市 村 文 男 君 |
| 1 7 番 | 笹 目 雄 一 君（議長） | | |

欠席委員（なし）

◇

付託案件説明のため出席した者

| | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 市 長 | 島田 穰一 君 | 市長公室長 | 岡野 英孝 君 |
| 企画財政部長 | 立原 伸樹 君 | 総務部長 | 磯 敏弘 君 |
| 市民生活部長 | 太田 勉 君 | 消 防 長 | 長島 久男 君 |
| 会計管理者 | 鈴木 定男 君 | 議会事務局長 | 我妻 智光 君 |
| 秘書政策課長 | 倉田 賢吾 君 | 市民協働課長 | 貝塚 満典 君 |
| 企画調整課長 | 佐々木 浩 君 | 財 政 課 長 | 植田 賢一 君 |
| 総務課長 | 小川 和夫 君 | 人 事 課 長 | 服部 和志 君 |
| 行政経営課長 | 山口 恵一 君 | 税 務 課 長 | 石井 光一 君 |
| 環 境 課 長 | 真家 功 君 | 市 民 課 長 | 高橋 宏 君 |
| 消防総務課長 | 池崎 利久 君 | 会 計 課 長 | 酒井 美智子 君 |
| 議会事務局次長 | 菊田 裕子 君 | | |

議会事務局職員出席者

書 記 菅 澤 富美江

午前 9 時 55 分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（戸田見良君） 改めましておはようございます。

皆さま、おそろいになっておりますので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長のご挨拶をお願いします。

村田委員長、お願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 皆さま、改めましておはようございます。

先日、小美玉市で13例目の新型コロナウイルス感染者が発生し予断を許さない状況です。

委員の皆さまにおかれましては、各地区での感染症予防対策の徹底、また執行部の皆さまに

おかれましては、市民の安心・安全のために日夜いろいろな施策を頑張っていたいただいている

ということで、安心するというわけではありませんが、今以上に頑張っていたいただければと思

います。また、本日到かれましては6つの議案がございます。執行部の皆さまには、簡潔

明瞭な説明をお願いしまして、委員の皆さま方にも進行にご協力をいただきたいと思ってい

ます。以上であいさつといたします。よろしくお願いいたします。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長、お願いいたします。

○議長（笹目雄一君） 改めましておはようございます。

ただ今、村田委員長からありましたように、一昨日も市内でコロナ感染者が出たと発表が

ありまして、感染者がまだまだ拡大傾向にありますので、年末年始にかけてこれまで以上に

気を付けなければならないと感じているところでございます。さて、本日は3常任委員会の

初めての常任委員会でございます。先ほど委員長からもありましたように、付託された案件

は計6件でございますが、村田委員長を中心に慎重なるご審議をお願い申し上げまして、挨

拶に代えます。よろしくお願い申し上げます。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表しまして、島田市長ご挨拶をお願いいたします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。

本日は大変お忙しい中、総務常任委員会、付託審議ということで朝早くからご参集いた

きまして、誠にご苦労さまでございます。ただ今、議長、そして委員長から挨拶がありまし

たように、今コロナ禍の中での議会ということで、たいへん心配をしながらご協力ご支援い

ただいているわけで、心からお礼を申し上げます。我々もできる限り対策を講じながら、感染者が増えないように進めています。幸いにして、13例の方々の家族内のクラスターがなかったということでございます。それぞれ注意をしながらということで、家庭内での感染予防の成果が表れているのかなと思います。多くの感染者が出ては大変なので、常に住民の皆さんにもコロナ対策を十分講じていただき、さらに今回の議会にお願いをしておりますアマビエちゃんの登録をしていただくということで、企業やそれぞれの皆さんにも対策を講じていただく、それが結果だろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、6件の付託審議ということで、慎重なるご審議をいただき、私どももしっかり説明をしながら、ご理解をいただけるように努力をいたしますので、よろしくお願ひいたします。ご苦労さまです。

○副委員長（戸田見良君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行のほうは委員長のほうでお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 議事に入る前に、本日は福島議員、植木議員が傍聴いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、12月11日付託された議案審査付託表のとおりです。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

まず、議案第84号小美玉市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 改めましておはようございます。議案第84号 小美玉市職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明いたします。提案理由でございますが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。高齢者部分休業制度の趣旨でございますが、条例で定める年齢に達した職員が加齢による肉体的、精神的または家庭的事情への対応、地域ボランティア活動への従事による地域貢献など、部分的に勤務しないことがやむ得ない場合などにおいて、公務に支障がない場合に限り、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することができる

制度でございます。1ページをご覧ください。条例の概要でございますが、第2条では取得時間を勤務時間の2分の1の範囲内で15分単位とし、取得できる年齢を55歳に達した日以降の4月1日からとするものでございます。第3条は部分休業中の給料の減額に関する規定で、第4条は休業している職員の業務が公務運営に支障をきたす場合は、当該職員の同意を得て休業承認の取消し又は短縮することができる旨の規定でございます。2ページをご覧ください。第5条は既に部分休業している職員から休業時間の延長の申出があった場合、公務運営に支障がない場合、延長を承認することができる規定でございます。附則でございますが、施行日を令和3年4月1日とし、第2条につきましては、部分休業をしている職員の代替として任期付職員を採用できる旨を規定するため、小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を一部改正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） おはようございます。

この高齢者部分休業制度は、平成16年地方公務員法の改正というところの創設によるものだと思います。ちょっと調べたところ、高齢職員が加齢による身体的な事情への対応等、部分的に勤務しないことがやむを得ない場合においてという文言があります。あとは説明のとおりでございました。説明の中で、身体的な事情でボランティアと先ほどありましたが、メインは高齢に伴う身体的な事情になるかと思いますが、そのところの認識、見解を1点確認させてください。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 谷仲委員のご質問にお答えします。この高齢者部分休業制度ですが、職員の加齢による肉体的、精神的なものや家庭内の事情などが、この制度を利用する職員の主な理由になるかと思えます。説明の中でさせていただきましたそれを含めて、あとは地域ボランティア活動、地域貢献などもあり得るということでございますが、一番の理由としましては、やはり加齢による身体的な部分に対する休業制度ということで想定しております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） はい以上です。ありがとうございました。

○委員長（村田春樹君） 岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 1つ確認させていただきます。

市の職員で55歳以上を高年齢職員というのですか。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 地方公務員法の規定でも高年齢の職員という呼び方をしており
ますので、職員の中では高年齢という認識でおります。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第84号 小美玉市職員の高年齢部分休業に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま
した。

続きまして、議案第85号 小美玉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを
議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 議案第85号 小美玉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制
定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行
休業に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

配偶者同行休業制度の趣旨でございますが、職員の配偶者が外国で勤務等をする事となった場合、公務に支障がない範囲でかつ職員の勤務成績その他の事情などを考慮した上で休業を承認することができる制度でございます。1ページをご覧ください。条例の概要でございますが、第2条は職員から申請があった場合、公務に支障がない範囲及びその職員の勤務成績等を考慮して休業を認める規定で、第3条は休業の期間を3年とする規定、第4条は休業の対象となる事由に関する規定で、配偶者が6か月以上（1）外国での勤務、（2）事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動、（3）外国の大学等へ修学する場合に同行休業を認めるものでございます。2ページをご覧ください。第5条は休業申請する場合、休業期間、住所を定めて申請する必要がある旨の規定でございます。第6条は休業の延長に関する規定で、延長できるのは1回とするもの、第7条は休業の再度延長の特例規定で、「特別の事情」とは休業を延長申請した時点では終了時期が確定していなかった場合などに再度延長ができる旨を規定しております。第8条は休業の取消に関する規定で、（1）配偶者が外国に滞在しなくなった場合、（2）産前産後休暇を取得する場合、（3）育児休業を取得する場合の3つを定めております。3ページをご覧ください。第9条は届出が必要な事項として（1）配偶者が死亡した場合、（2）配偶者でなくなった場合、（3）配偶者と生活を共にしなくなった場合、（4）休業の取消事由に該当することとなった場合としております。第10条は休業中の職員の代替として任期付職員等を採用できる規定で、4ページをご覧ください。

第11条は休業中の職員が職務復帰した際の給料の号給の規定で、休業中の職員の昇給はございませんが、復帰した場合の号給につきましては他と均衡を考慮したうえで、100分の50以下の換算率で調整することができる旨の規定でございます。附則でございますが、施行日を令和3年4月1日とし、第2条につきましては、配偶者同行休業の代替職員は育児休業することができない旨を規定するため、小美玉市職員の育児休業等に関する条例を一部改正するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 先ほど説明をいただいたところで、この同行休業制度に基づく条例

に関して、基本的には職員が申請した場合、休業期間中、給与は支給されないということで大丈夫か、あと復帰したときにどのような対応となるか。この国家公務員法で配偶者同行者休業制度というのが、要は家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮して勤務するためにはそれぞれの事情やニーズに応じ継続的に勤務できるような選択肢を拡充していくことが重要との観点からというように文言であります、これが平成26年2月21日の施行です。今後、国家公務員から地方公務員という流れの中で、先ほど言った2点を確認させていただきます。あと説明の中で、状況等の変化は人事にその旨連絡しながら対応ということで承知いたしました。その2点お願いします。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） ただ今の谷仲委員のご質問にお答えします。休業期間中の給与でございますが、給与は支給されません。こちらは地方公務員法にも規定されているものでございます。その職員の復帰後の給与号給ですが、こちらにつきましては、号給は休業期間を100分の50以下の換算率で調整するというのを今回の条例で定めております。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） はい、ありがとうございました。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第85号 小美玉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号 小美玉市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。小川総務課長。

○総務課長（小川和夫君） 議案第86号 小美玉市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、本案につきましては、現行では使用料の減免に関する規定のみ定めておりますが、新たに使用料の全部または一部につきましては、特に必要と認められる場合に限り、納付された使用料の還付に関する規定を新たに設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

○委員長（村田春樹君） 議案第 86 号 小美玉市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 90 号 令和 2 年度小美玉市一般会計補正予算（第 8 号）総務常任委員会所管を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第 90 号 令和 2 年度小美玉市一般会計補正予算（第 8 号）のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。7 ページをお開き願います。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。1 款市税、3 項

軽自動車税、1目環境性能割で500万円の補正減、2目種別割で1,280万円の補正増でございます。12款1項1目地方特例交付金で、1,552万2,000円の補正増、減収補てん特例交付金の額確定による増額でございます。13款1項1目地方交付税で、5億7,351万8,000円の補正増、普通交付税の額確定による増額でございます。17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で696万3,000円の補正増、特別定額給付金給付事業費補助金で1,630万円の補正減、特別定額給付金給付事務費補助金で677万9,000円の補正減でございます。8ページをお開きください。19款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入で57万8,000円の補正増、2目物品売払収入で47万2,000円の補正増でございます。20款1項寄附金、2目総務費寄附金、ふるさと応援に対する指定寄附金で7,000万円の補正増でございます。21款繰入金2項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金で6億1,410万5,000円の補正減、歳入歳出間調整のため減額するものでございます。減債基金繰入金で6,900万円の補正増、地方債償還元金の財源とするため増額するものでございます。公共施設整備基金繰入金で2億6,000万円の補正増、小美玉市医療センター経営改革事業における病院建物解体費等交付金の財源とするため増額するものでございます。ふるさと応援基金繰入金で780万円の補正増、国際親善交流基金繰入金で11万3,000円の補正増でございます。9ページに移りまして、24款1項市債、7目臨時財政対策債で936万6,000円の補正増、臨時財政対策債の額確定による増額でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。33ページをお開き願います。給与費明細書、一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が526万8,000円の減、給料が123万3,000円の減、職員手当が978万5,000円の増、共済費が168万1,000円の増、合計としまして496万5,000円の補正増でございます。職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。今回の職員給与費に関する補正の主な要因としましては、職員の退職手当負担金の増、人事異動や育児休業等による各種手当の増減によるものでございます。

以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管より歳出の説明をさせていただきますが職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます、職員給与費以外の補正内容について順次説明いたします。

○委員長（村田春樹君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 市民協働課提出の補正予算についてご説明させていただきます。10 ページをお願いします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、11 行政区運営経費につきまして、8 節旅費 6 万 6,000 円ですが、新型コロナウイルス感染予防対策として視察研修事業が中止と決定されたため減額をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明させていただきます。2 目文書広報費、1 広報活動経費につきましては、広報改革の一環としましてページ数の削減に取り組んでいるところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、掲載記事の減少による影響で、広報紙の印刷製本費に余剰金が生じるため、141 万 1,000 円の減額をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 酒井会計課長。

○会計課長（酒井美智子君） 続きまして、11 ページ 4 目会計管理費の管理事務費でございます。需用費、印刷製本費は口座振替依頼書の印刷製本費 3 万 1,000 円の増額をお願いするものです。その下の負担金補助及び交付金でございますが、今年、新型コロナウイルス感染症対策として常陽銀行の派出行員もシフト勤務で不定期の勤務になりました。この期間の欠勤分を日割り計算で減額とすることで協議が整いましたので、その分 5 万 8,000 円を減額補正するものです。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） 続いて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。6 目企画費、2 ふるさと寄附金事業につきましては、歳入のふるさと応援に対する指定寄附金の増額補正に伴いまして、関係する所要の経費を増額補正するものであります。7 節報償費のうち事業推進協力者謝礼として、寄附者の方へお礼の返礼品を贈る経費として 2,100 万円の増額、寄附証明書等を送付する経費として 11 節役務費のうち通信運搬費の郵便料を 101

万7,000円の増額、返礼品を送付するための経費として通信運搬費の荷造運搬料を700万円の増額、ふるさと納税専用サイトに係る各種手数料として811万4,000円の増額、合わせて3,713万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（村田春樹君） 山口行政経営課長。

○行政経営課長（山口恵一君） 続きまして、行政経営課所管についてご説明いたします。

7目電子計算費、1情報化推進事業42万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳を申し上げますと、11節役務費の通信運搬費7万6,000円につきましては、よつば幼稚園開園に伴う情報ネットワーク回線の開設等に要する費用となります。18節負担金補助及び交付金の負担金34万6,000円につきましては、茨城県及び県内全市町村で共同運営しております、情報通信ネットワークのいばらきブロードバンドネットワーク、略して「IBBN」が、令和3年3月1日付けで次期IBBNの負担協定を県と締結する見込みとなったため、3月の1ヶ月分の負担金を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 貝塚市民協働課長。

○市民協働課長（貝塚満典君） 続いて、市民協働課所管でございます。

12ページをお願いします。10目コミュニティ活動促進費、1コミュニティ活動活性化事業につきまして、8節旅費3万3,000円ですが、新型コロナウイルス感染予防対策として視察研修事業が中止と決定されたため減額いたします。2国際交流活動事業につきまして、14節工事請負費につきましては、希望ヶ丘公園内に設置されておりますウィンドミル風車の羽の老朽化により破損する可能性があり、安全性の確保が必要となるため改修工事費として41万4,000円の増額をお願いするものであります。18節負担金補助金及び交付金30万円ですが、新型コロナウイルス感染予防対策として、事業を縮小したことにより減額をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） 続いて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

15目特定事業推進費、2合併特例推進事業につきましては、12節委託料のうち公共交通ネットワークシステム運行事業委託料について、実証運行期間を本年9月末から令和3年3月末まで延長したことにより不足分として150万4,000円の増額補正をお願いするもので

ございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 倉田秘書政策課長。

○秘書政策課長（倉田賢吾君） 続きまして、秘書政策課所管についてご説明いたします。

14ページをお開き願います。19目新型コロナウイルス感染症対策費、2の新型コロナウイルス感染症経済対策事業につきましては、総額で2,353万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、本市においては5月から8月にかけて実施いたしました国民1人あたり一律10万円を交付する特別定額給付金事業、並びに、ひとり親家庭の支援を目的に児童扶養手当へ1万円上乘せする応援給付金事業がいずれも完了したことに伴う補正減となります。

以上になります。

○委員長（村田春樹君） 石井税務課長。

○税務課長（石井光一君） 続きまして、税務課所管でございます。15ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費でございます。100万円の補正減をお願いしまして、1億601万1,000円とするものでございます。説明欄ですが、1賦課事務費のうち10節需用費消耗品費で、本年度ご当地ナンバー作成費用のうち特殊金型経費の圧縮による補正減でございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋宏君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。15ページをご覧ください。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、53万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、戸籍システム改修委託料の確定による82万5,000円の減額、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現するための整備としまして、住民基本台帳システム改修委託料の136万4,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 真家環境課長。

○環境課長（真家功君） 続きまして、環境課所管の補正をご説明いたします。少し飛びますが、20ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、環境衛生事務費としまして、1節報酬、環境審議会委員報酬4万円の補正増でございます。審議会の

回数増によるものでございます。次に、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、ごみ処理対策経費としまして、10節需用費、印刷製本費50万9,000円の補正増でございます。家庭ごみ収集カレンダー等の作成に伴うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（村田春樹君） 池崎消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（池崎利久君） 続きまして、消防本部所管の補正予算について、ご説明いたします。24ページをお開きください。9款1項消防費、1日常備消防費、3常備消防総務事務費116万5,000円の補正増につきましては、令和3年度新規採用職員の被服貸与品購入費をお願いするものでございます。4教育訓練・研修経費274万1,000円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、救急救命東京研修所及び消防学校の研修が中止となった為、減額するものでございます。内訳でございますが、8節救急救命士研修旅費31万7,000円、11節救急救命士国家試験受験手数料3万円、18節救急救命士研修入校負担金214万5,000円、消防学校救急科入校負担金24万9,000円でございます。8警防活動経費、137万5,000円の補正増につきましては、令和3年度新規採用職員の防火衣購入費をお願いするものでございます。10通信指令運営経費45万円の補正増につきましては、気象観測装置湿度発信器の数値不良改善のため、修繕料をお願いするものでございます。次に、2目非常備消防費、1消防団活動経費28万円の補正減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、全国女性消防団員活性化大会が中止となった為、減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） 30ページをお開き願います。

12款、1項公債費、1目元金、1地方債償還元金で、1億6,230万4,000円の補正増、一部金利の高い市債の未償還元金を繰上償還するため、長期債元金を増額するものでございます。

2目利子、1地方債償還利子で、2,111万1,000円の補正減、繰上償還補償金で1,320万円の増額、長期債利子で3,431万1,000円の減額でございます。長期債利子の減額は、令和元年度に借入した市債の借入利率が低金利であったことや、繰越事業が生じたことにより令和元年度借入分市債が、見込みより少なくなったことにより、償還金利子に不用額が生じたためでございます。31ページに移りまして、13款諸支出金、1項基金費、3目公共施設整

備基金費で 105 万 3,000 円の補正増、12 目ふるさと応援基金費で 7,000 万円の補正増でございます。いずれも基金積立金を増額するものでございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） 補正予算書のまず歳入ですが、8 ページ、ふるさと応援の指定寄附金 7,000 万円の増額ということで、大きな幅で増えたという実感を持っております。何かそういう要因とかどのような分析されているのかお聞かせ願います。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） それでは谷仲委員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税の寄附金の増額の要因でございますが、まずこれまではふるさとチョイスという 1 つのポータルサイトで寄附金の受け入れを行ってまいりました。そして、今年、令和 2 年 11 月から新たに楽天が運営するふるさと納税のポータルサイトを追加いたしました。11 月からこの 2 つでふるさと納税の寄附金の受け入れを実施しております。1 つ目の要因として、ふるさとチョイスでの受け入れの寄附が、昨年度と比較しまして約 20%増加しております。まずこの要因で約 2,000 万円程度伸びるのでないかという想定をしております。また、新たに加えた楽天のポータルサイトは非常に受入状況が好調でして、現在まだ 1 ヶ月程度ですが、約 1,000 万円程度の寄附をいただいております。その状況から全体で 7,000 万円程度増加するという要因で今回増額補正をさせていただきました。

○委員長（村田春樹君） 谷仲委員。

○10番（谷仲和雄君） ふるさとチョイスと楽天、1 つを 2 つにということですね。あと最高裁の判例で泉佐野市の事例の結果が出て、本来の趣旨に沿ったふるさと納税のあり方というところに帰ってきているのかなという、これは私個人的な見解です。ふるさと応援に対する指定寄附金ですが、今後も引き続きよろしく願います。続きまして 2 点目 10 ページの広報活動経費、先ほど今回 141 万 1,000 円の減額で広報紙のページ削減という説明がありました。広報おみたま、最近リニューアルして、実際に手元で読むと以前と違って、広報に対する、小美玉に関するストーリー性や関連する特集記事の視点、一番インパクトがあるのが写真ですね。そういうところで、以前より広報紙のクオリティが高くなっているところを私は評価させていただきたい。最近、SNS やホームページの普及もありますが、全体的

な年代からいくと、広報紙を見ての情報がメインになるかと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。これは要望です。次に 24 ページの警防活動経費、備品に限らず、予算編成の厳しい中で、例えばコストで切りつめられるところと、どうしてもきりつめられないところと2つある中で、消防はコスト意識というよりは必要なものをきっちり揃えないと業務に携わる消防の皆さんの生命や危険に関するものなので、そのところはしっかり対応していただきたいというところで考えております。これも要望とさせていただきます。私の方からは、質問1点と要望2点です。以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。戸田副委員長。

○副委員長（戸田見良君） 11 ページの企画費、役務費の手数料が 811 万 4,000 円で、月になると 67 万 6,000 円位かかっていることになりましたが、内容についてももう少し詳しく教えていただきたいと思ます。

○委員長（村田春樹君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木浩君） それでは戸田委員のご質問にお答えいたします。手数料の内容についてももう少し詳細にということですが、項目的にかなり多く詳細ですとかなり時間を要しますので、主な部分として説明をさせていただきます。まず、ずっと行っているふるさとチョイスですが、基本的に寄附を受け入れますと 1 万円に対して 5% の手数料がかかります。この部分で約 275 万円の増額をさせていただいております。そして、その他ポータルサイトを利用するの寄附の受け入れに際しましては、クレジットでの引き落としがほとんどでございますので、各クレジット会社への手数料といたしまして、1.1%～3.5%の間でお支払いをしております。これに対する増額でございます。新たに追加をいたしました楽天への手数料としまして、先ほどチョイスでご説明させていただいた同様の 1 万円に対して 5.1% の手数料がかかります。こちらについて 112 万 2,000 円でございます。楽天も同様に引き落とし等が各クレジット会社への手数料が発生しますので、合わせて 811 万 4,000 円ということでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 90 号 令和 2 年度小美玉市一般会計補正予算（第 8 号）（総務常任委員会所管）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ここで、11 時まで暫時休憩といたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○委員長（村田春樹君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第 99 号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

真家環境課長。

○環境課長（真家功君） 議案第 99 号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更についてご説明いたします。地方自治法第 286 号第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって湖北環境衛生組合から土浦市が脱退し、湖北環境衛生組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由としまして、湖北環境組合から土浦市が脱退することおよび湖北環境組合規約の一部を変更することについて協議したいので、この案を提出するものでございます。まず経緯でございますが、これまで土浦市は、旧新治村区域のし尿及び浄化槽汚泥等について湖北環境衛生組合に搬入をして処理してきましたが、土浦市において新たなし尿処理施設が来年 4 月から供用開始することからこれに合わせまして、組合を脱退するものでございます。変更内容につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。左が改正後、右が改正前、下線部が変更箇所でございます。はじめに、第 2 条でございますが、組合を組織する団体を、土浦市が削除され、石岡市、かすみがうら市、小美玉市に改めます。次に、第 3 条第 2 項でございます。組合の共同処理する事務のうち、土浦市の区域に係る表記を削除

いたします。次に、第5条議会の組織でございます。土浦市選出議員定数2名を削除いたします。変更内容は以上でございます。この規約改正内容につきましては、組合事務局を通じまして、茨城県市町村課にも確認いただいております。今後の進め方としまして、地方自治法の規定に基づき、構成市の議会の議決をいただいた後に、構成市間において、協議書を締結しまして、県知事に申請をしていくこととなります。

説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第99号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）（総務常任委員会所管）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

植田財政課長。

○財政課長（植田賢一君） それでは、議案第102号 令和2年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。歳出につきましては順次担当部局からご説明させていただきます。

11款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金で2,141万3,000円の補正増、交付

額確定により増額するものでございます。18 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金で 12 万 9,000 円の補正増、市町村事務処理特例交付金の額確定により増額するものでございます。21 款繰入金、2 項、1 目基金繰入金で 6,454 万 8,000 円の補正減、歳入歳出間調整のため財政調整基金繰入金を減額するものでございます。23 款諸収入、4 項受託事業収入、1 目 衛生費受託事業収入で 88 万 8,000 円の補正増、空地雑草除去受託料を増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 小川総務課長。

○総務課長（小川和夫君） それでは、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、5 庶務事務費は、財源内訳補正の内容でございます。市町村事務処理特例交付金の歳入増により、国県支出金を 12 万 9,000 円増額し、一般財源を減額するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 服部人事課長。

○人事課長（服部和志君） 6 ページをお開き願います

4 款衛生費、1 項保健衛生費、5 目環境衛生費、1 環境衛生事務に要する職員給与費は、財源内訳補正でございます。空地雑草除去受託料の歳入増により、その他特定財源を 88 万 8,000 円増額し、一般財源を減額するものでございます。

説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 102 号 令和 2 年度小美玉市一般会計補正予算（第 9 号）（総務常任委員会所管）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

次にその他に入ります。

委員の皆さんから、その他の件で何かあればお願いいたします。

岩本委員。

○12番（岩本好夫君） 今定例会において、総務常任委員会の議会報告会で報告すべきことは正副委員長に任せます。

○委員長（村田春樹君） はい。わかりました。

執行部の皆さんから、その他の件で何かあればお願いします。

ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了しました。

それでは、副委員長お願いします。

○副委員長（戸田見良君） それでは以上で総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時09分 閉会